

津波災害警戒区域及び基準水位等について

・当津波ハザードマップの津波浸水想定区域は、津波防災地域づくりに関する法律第53条に基づく「津波災害警戒区域」に指定されています。（無人島を除く）

※【津波災害警戒区域】津波が発生した場合に、住民等の生命・身体に危害が生ずるおそれがある区域

・津波災害警戒区域では10m四方で分割した区画ごとに、津波浸水想定の高さに津波が建物等にぶつかった時のせり上がりを加えた水位である、「基準水位」が設定されています。

・「津波災害警戒区域」及び「基準水位」については、山口県土木建築部河川課ホームページ（http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a18600/bousai/tsunami_yellow.html）で御確認ください。

